

市町村コード		122378		千葉県		山武市		法人市民税領収証書 (公)				
口座番号		00110-3-962502		加入者		山武市会計管理者						
所在地及び法人名 (法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)												
年度		※ 処 理 事 項		法人番号								
事業年度		申告区分										
から		まで		中予確修更決 間定定正正定		その 他						
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											
納期限	年 月 日											
上記のとおり領収しました。 (納税者保管)											領収日付印	

(切り取らないで納付場所にお出しく下さい)

市町村コード		122378		千葉県		山武市		2502				法人市民税納付書原符 (公)			
口座番号		00110-3-962502		加入者		山武市会計管理者									
所在地及び法人名 (法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)															
年度		※ 処 理 事 項		法人番号											
事業年度		申告区分													
から		まで		中予確修更決 間定定正正定		その 他									
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
均等割額	02														
延滞金	03														
督促手数料	04														
合計額	05														
納期限	年 月 日														
上記のとおり納付します。 (金融機関等保管)											領収日付印				

(切り取らないで納付場所にお出しく下さい)

市町村コード		122378		千葉県		山武市		2502				法人市民税領収済通知書 (公)			
口座番号		00110-3-962502		加入者		山武市会計管理者									
所在地及び法人名 (法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)															
年度		※ 処 理 事 項		法人番号											
事業年度		申告区分													
から		まで		中予確修更決 間定定正正定		その 他									
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
均等割額	02														
延滞金	03														
督促手数料	04														
合計額	05														
納期限	年 月 日														
指定金融機関	千葉銀行成東支店												領収日付印		
取りまとめ店	〒330-9794 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター														
上記のとおり通知します。 (市保管)															

◎ 納付場所

- ◆ 山武市指定金融機関
千葉銀行（取りまとめ店 成東支店）
- ◆ 山武市収納代理金融機関
千葉銀行
千葉興業銀行
みずほ銀行
三井住友銀行
りそな銀行
埼玉りそな銀行
銚子信用金庫
中央労働金庫
千葉信用金庫
銚子商工信用組合
山武郡市農業協同組合
- ◆ ゆうちょ銀行・郵便局（東京都・山梨県及び関東各
※ 納期限を過ぎた場合は、ゆうちょ銀行・郵便局では納付できません。
- ◆ 山武市役所会計課及び各出張所

◎ 納期限までに納付されなかった場合

納期限までにこの税金を完納しないときは、地方税法の定めるところにより、税額に延滞金を加算して徴収することになります。ただし、税額が2,000円未満であるとき、延滞金額が1,000円未満であるときを除きます。

延滞金の割合は、平成26年1月1日以降は特例基準割合に年7.3%を加算した割合（次に掲げる場合にあつては、それぞれに規定する納期限等の翌日から1カ月を経過する日までは特例基準割合に引き上げられた割合）となります。

- 期限内に申告した場合・・・・・・・・・・・・・納期限
- 期限後又は修正の申告の場合・・・・・・・・申告日
- 徴収猶予の場合・・・・・・・・・・・・・徴収猶予期限
- 更正又は決定の場合・・・・・・・・・・・・・不足税額の納期限

以上のほか、法令により督促され、滞納処分を受けることにな